

D X人材育成・誘致業務仕様書（案）

長野県企画振興部D X推進課

この仕様書は、D X人材育成・誘致業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

D X人材育成・誘致業務

2 業務目的・趣旨

信州 I Tバレー構想の実現に資するD X人材を育成・誘致するため、シリーズ型セミナーやコンテスト等の I T関連イベント（以下、「個別イベント」という。）を複数回実施するとともに、個別イベントの取組成果を披露し広く発信するイベント（以下、「総括イベント」という。）を実施することにより、未来のD X人材候補が、互いに連携し刺激を与え合う機会を創出する。

3 委託期間

契約日から令和6年3月29日（金曜日）まで

4 業務内容

本業務委託の実施に当たっては、前記2に沿った業務趣旨の下、参加者間や地域との連携を重視し、専門的視点に立って次の業務を実施すること。

- ・ D X人材を育成・誘致するための個別及び総括イベントの企画並び運営
- ・ 本事業の取組内容を中心とした、D X人材育成に係る情報発信

5 業務詳細

信州 I Tバレー構想実現に資するD X人材を育成・誘致するという本業務の目的を踏まえ、次に掲げる事項に留意して実施すること。

(1) 共通事項

ア 参加者に「デジタルが自らのキャリアやビジネスを切り開く武器になる」というメッセージが伝わり、かつ、D X人材としてのキャリア形成のきっかけとなるようなコンテンツを提供すること。

イ システムエンジニアやプログラマ等のいわゆる狭義の I T人材だけにとどまらず、長野県の産業D Xを推進するために必要なデザイナー、クリエイター、データサイエンティスト、プロデューサー等も含めた幅広いD X人材の育成を踏まえ実施すること。

- ウ 外部講師を依頼する場合は、本事業の趣旨を踏まえ選定すること。また、事前に委託者に提案し、十分な協議をした上で確定すること。
- エ 各イベントが単発の取組に終わらず、参加者の自主的な学びの機会の提供や、参加者同士が継続して連携できるコミュニティを形成し、持続的な成長につなげること。
- オ HP、SNS等により本事業の取組内容の情報発信を行うこと。
- カ 参加者に対して、満足度等に関するアンケートを実施すること。
- キ 北信、東信、中信、南信からバランスよく参加されるよう努めること。
- ク 本事業の委託費用とは別途、外部からの資金等を使用する場合は、委託者と協議すること。

(2) 個別イベント

- ア 契約期間中のイベント実施回数及び各回の実施内容は、本事業趣旨を踏まえ自由に提案すること。ただし、シリーズ型セミナーを開催すること並びに参加者に対してセミナー（個別及び全体）の内容を踏まえた変化・アウトプット・成果等を必ず求めること。
- イ 1回当たりの参加人数は、概ね20人程度となるよう努めること。ただしイベントの内容に応じて変動できるものとする。
- ウ 長野県が子ども・若者（大学生以下）向けに実施してきた「信州未来アプリコンテスト0（ZERO）」を開催すること。実施内容や形式・テーマは委託者と協議の上決定するものとする。
- エ 長野県スマートハイランドデータ連携基盤のデータ等を活用したイベントを実施すること。

(3) 総括イベント

- ア 契約期間中1回、個別イベントの成果発表の場とすることを含めて実施すること。
- イ 実施内容は、個別イベントに連動した内容で自由に提案すること。ただし、具体的な開催時期、開催場所、プログラム等は事前に委託者と協議の上、決定するものとする。
- ウ 主会場の実施内容が、映像や音声、その他必要に応じてインタラクティブ性のある要素を通じて他の拠点等にも伝わるよう、環境を整えること。
- エ 総括イベント全体に係る会場設営・撤収、受付、来場者の誘導等を円滑に行うために必要なスタッフを確保し、配置すること。

6 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の

承諾を得た場合はこの限りではない。

- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

7 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。
- (4) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者及び委託者の調整の下でN I T並びに拠点等の関係者と十分協議を行うこと。
- (3) 拠点で元々実施が予定されているイベントを本事業の個別イベントとして活用する場合、当該イベントの経費が国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されていないか必ず事前に確認すること。なお、支弁されている場合は本事業の対象経費として認められないので十分注意すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をした上で実施すること。